

一 般 質 問

平成27年9月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	12番 小清水 招男	団塊シニアの雇用と生きがい対策は
2	9番 原 憲三	(1) 正しい「自転車の乗り方」教育を行う考えは (2) なかまるの活用による町の活性化は
3	13番 成川 保美	チャイルド・プアの現状を踏まえた課題と対策について
4	2番 井上 泰弘	(1) 五分一幹線の整備について (2) 神戸線の整備について
5	3番 峯尾 進	中央公園の指定管理者制度について
6	5番 庄司 征幸	選挙権年齢の引き下げに対する取り組みについて
7	1番 加藤 久美	学校給食センター老朽化に伴う建替え及び、給食の安全性について問う
8	10番 岸 光男	第六次総合計画策定を問う
9	7番 尾尻 孝和	国保税軽減への努力を
10	6番 尾上 壽夫	マイナンバー制度の対応について
11	8番 戸村 裕司	(1) 生涯学習施設建設は基本構想から (2) 地域経済分析システム(RESAS)の利活用を

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 団塊シニアの雇用と生きがい対策は	12番 小清水 招男
<p>人口減少問題は、多くの自治体に共通する喫緊の課題です。核となる基幹産業に乏しく農林業、零細工業等に依存してきた本町のような中山間地にとって町の発展・活性化に向けて、新たな転入者の受け入れ体制の整備は、これからの「まちづくり」において重要です。</p> <p>現在、都市部を中心に存在する団塊シニアの大量退職者を転入者として受け入れる体制の整備が必要と考えます。結果として都市から地方へ人だけでなくモノ・カネそして同時に情報、ノウハウ、人脈、知恵を呼び込めます。町にも数百人の団塊シニアの方がいられます。</p> <p>そこで都市部からの団塊シニアの受け入れ体制の整備に備え、これらの方への対応についてお尋ねします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、町外からの団塊シニアを受け入れる考えは。 2、引き続き働くことを希望される団塊シニアの雇用対策は。 3、ボランティア活動や文化活動などを希望される団塊シニアへの紹介窓口は。 4、町職員の再任用制度の適用実績は。 	
【町長答】	
<p>現在、リタイアした団塊シニア世代を地域にどのように取り込むか、彼らの力を社会で活用するにはどうしたらいいか。日本の社会全体が、このテーマに大きな関心を持っています。</p> <p>本町でも、地域福祉の推進やコミュニティづくりには団塊シニア世代の活力が必要不可欠であり、施策の一層の充実が必要です。今後は、団塊シニア世代の長い人生経験の中で培われた知識や技能を活かす取り組みが必要であると考えています。</p> <p>1点目の「町外からの団塊シニアを受け入れる考えは」についてのご質問ですが、本町の人口は、平成7年の10,398人をピークに減少を続け、平成22年の10,010人に比べ、平成52年には約25%、平成72年には約45%、5,521人まで減少するものと、国立社会保障・人口問題研究所により推計されています。</p> <p>その中で地域の活力を維持し、持続可能なまちづくりを進めるため、本町が、「人々から選ばれるまち」になるため、移住を検討されている方や、中井町に興味のある方に町の良さをもっと知っていただき、移住に向けてのサポートを町一体となって支援するため、総合計画・総合戦略において、総合的な移住促進施策について様々な取り組みを検討してまいりたいと考えています。</p> <p>2点目の「引き続き働くことを希望される団塊シニアの雇用対策は」についてのご質問ですが、本町では、高齢者の就業支援については、一般社団法人中井町シルバー人材センターに対して補助金を支出し、運営を支援しております。</p> <p>今後も、引き続き支援を行い、高齢者の地域社会への貢献や就業機会を提供してまいります。</p> <p>また、高齢者の方々の社会参加や社会貢献を促進するために、その豊富な知識や経験、資格、特技等を登録し、そうした人材を求める町内企業や地域活動団体などへ、情報提供する仕組みなどを検討していきたいと考えています。</p> <p>3点目の「ボランティア活動や文化活動などを希望される団塊シニアへの紹介窓口は」のご質問にお答えします。</p> <p>現在、地域支援課が窓口となり（人材活用制度である）「まちづくりパートナー制度」や（文化スポーツ活動団体等の情報を提供する）「まちづくり情報誌」の発行などにより町民の各種の活動を支援しているところです。</p> <p>4点目の「町職員の再任用制度の適用実績は」のご質問にお答えします。</p> <p>本町においては、平成13年に中井町職員の再任用に関する条例を制定させていただきましたが、条例審議の際の議員意見を踏まえ、当分の間、制度運用を行わない取り扱いをしてまいりました。</p> <p>平成25年度退職者から退職後に無年金期間が発生すること。また、平成25年3月に雇用と年金の接続について閣議決定がされたことを踏まえ、平成25年度から再任用制度の運用を開始しましたが、現在まで再任用を希望する職員はいない状況です。</p> <p>職員の雇用と年金の接続は、職員を雇用する上で重要な事項であると認識していますので、今後も再任用制度の適切な運用を図ってまいりたいと考えております。</p>	

【問】 2 (1) 正しい「自転車の乗り方」教育を行う考えは	9番 原 賢三
<p>6月の道路交通法改正により、自転車への取り締まりが強化されました。背景には、自転車の交通違反による事故多発にあると考えます。</p> <p>自動車の運転に関しては、法規などの知識や、技術を教習所で取得しますが、子ども達は、練習する事で自転車に乗れるようになり、交通ルールについては「車に注意しなさい。」と言う程度で、正しく指導されていないと思います。</p> <p>最近では、自転車による人身事故が起き、高額な賠償請求をされる事例もあります。</p> <p>正しい「自転車の乗り方」教育が要求されています。そこで3点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、中央公園の一角に交通公園をつくり、子ども達の自転車教室の指導に活用する考えは。 2、子ども達が自転車運転に慣れるため、中井中央公園や、中村川、藤沢川及び葛川の土手等を利用したサイクリングコースを作る考えは。 3、「自転車走行安全なまち」を目指して、町民に講習会を開催し、本町だけの「自転車運転許可証」を交付することや、その許可証を取得した中学生の自転車通学を許可する考えは。 	

【町長答】

自転車は、運転免許証の必要がなく、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用する身近な交通手段であることから、引き続きその利用の進展が見込まれています。一方、平成26年中に自転車運転中に事故の当事者となった人の約65パーセントに事故の要員となる何らかの交通違反があったとの統計が示すように、他の自動車等と同様に交通ルールを遵守しなければならないという意識が十分に浸透しているとは言えない状況にあることから、本町としても自転車利用者の交通ルールやマナーの向上に向けた取組みを行っていく必要があると認識しております。

1点目の「中央公園の一角に交通公園をつくり、子ども達の自転車教室の指導に活用する考えは。」についてお答えします。

現在、学校で行う安全教育の一環として、松田警察署や町交通指導隊の協力を得て、小学校3年生以上に自転車の安全な乗り方を指導するとともに、交通安全協会・松田警察署が主催する自転車の安全な乗り方大会に小学校5年生の代表者が参加し、自転車運転の知識と技能の普及徹底に取り組み、交通事故の防止に努めています。

通年で自転車の安全な乗り方や交通ルールを学ぶことのできる交通公園は、自転車運転の知識と技能を普及するための効果的な施設ではありますが、本町の人口規模や中央公園内の施設状況、加えて人的配置の必要性を勘案すると、その設置については困難であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目の「中央公園や河川の土手等を利用したサイクリングコースを作る考えは。」についてですが、中央公園においては公園利用者の安全を確保することが困難であり、また、河川の土手等においては歩行者や他の交通用具使用者の道路使用状況等から、自転車専用道路とすることはできないものと判断しております。本町においては、現況、サイクリングコースを設置することは非常に困難な状況ですので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の「本町独自の自転車運転免許証の交付、中学生の自転車通学を許可する考えは。」についてお答えします。

自転車事故は、小学校高学年頃から増え始める傾向があることから、現在、学校で実施しております安全教育の充実を図るところから取り組んでいきたいと考えております。自転車運転免許の交付は現在のところ実施する考えはございませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

最後に、中学生の自転車通学を許可する考えについてですが、その許可は、教育委員会が中学校と協議して決定する事項であります。教育委員会から、本町の地形は高低差があり、またカーブも多く、自転車通学者の交通安全を確保することが大変難しい状況であることから、中学生の自転車通学を許可することはできないとの報告を受けておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

【問】 2（2）なかまるの活用による町の活性化は

9番 原 憲三

中井町のキャラクターとして「なかまる」が決まり、今後の中井町の活性化に大きな活躍が期待されていると思います。

しかしながら、町民の認知度や、その活用が未だ不十分だと思います。

中井町を広くPRするためにも、「なかまる」を大いに活用し、活性化の一役を担っていただきたいと思っております。そこで次の3点について伺います。

- 1、「なかまる」を使用したご当地ナンバープレートを作成する考えは。
- 2、「なかまる」の周知拡大のため、公用車にペインティングをする考えは。
- 3、町の公共施設等に「なかまる」を使用し、「なかまる中央公園」や、「なかまる野球場」に改称の考えは。

【町長答】

ゆるキャラは、世代、性別を問わず幅広い方に、人を引き付ける効果があるほか、観光振興などにも高いポテンシャルを持っていることから、本町においても、中井町のPR効果を期待し、町民の郷土への愛着心を育てていただくことを目的にデザインを募集し、町民投票から「なかまる」が決定したところであります。

また、「なかまる」の着ぐるみを制作し、4月以降、民放主催のご当地ゆるキャライベントや、町内外の式典などに積極的に参加しているほか、町の封筒に印刷するなど、町のPR活動に取り組んでいるところであり、更に今年度にはノベルティグッズなどを制作し、イベントなどで活用してまいります。

今後は「なかまる」のデザインを広報やホームページ、SNSを活用し町民と行政が協調して「なかまる」を通じて、中井町を発信してまいりたいと考えますので、ご質問の1点目の「なかまる」を使用したご当地ナンバープレートの作成については、登録台数も少なく、その利用範囲の多くは町内、若しくは隣接した市町への移動と狭いことや、ご当地プレートを新たに作成するには在来のものと比較すると3倍程度の費用がかかることから、現状でのご当地ナンバーの制作は考えておりません。

2点目の「なかまるの周知拡大のため、公用車にペインティングをする考えは」のご質問にお答えします。

議員からご提案された公用車への「なかまる」のペインティングについては、町民の認知度を高める手段として、また、「なかまる」を利用して中井町を町外に発信する手段として有効であると思われまますので、その実施に向けて早期に検討を始めていきたいと存じます。

3点目の「町の公共施設などになかまるを使用し、なかまる中央公園やなかまる野球場に改称する考えは」のご質問にお答えします。

「なかまる」の名を利用した中井中央公園などの施設名の改称は、案内看板やチラシなどの色々な表示の変更

等もあり、費用もかかることから現状では考えておりませんが、施設の愛称として使用していくことを関係所管課及び指定管理者などと協議をしていきたいと考えますので、ご理解賜りたいと存じます。

【問】 3 チャイルド・プアの現状を踏まえた課題と対策について

13番 成川 保美

2014年7月厚生労働省発表によると、相対的貧困率は16.3%で、子ども6人に1人が貧困となり、過去最悪を更新しています。

最も深刻なのはひとり親家庭で、貧困率は54.6%で、OECD先進諸国34か国での貧困の子どもの総数は3,400万人。日本は305万人占めており先進諸国での貧困は約10人に1人が日本人の子どもとなっている。

子どもの貧困の深刻化は、日本社会にとっても大きな損失である。少子高齢化が進む中、子どもの潜在能力が発揮されず、社会に貢献する機会が与えられなければ、日本の活力はますます失われていく。各自治体が真剣に取り組まなければならない課題だと判断します。

子どもの貧困対策の推進に関する法律が2014年1月に施行された。その第1条に、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、子どもの貧困対策を総合的に推進する事を目的とする。」とあり、第2条では、「子どもの教育、生活、就労、経済的支援などの施策を講じていく。」と明記されている。

そこで、中井町の現状を踏まえた課題と今後の対策についてお尋ねいたします。

【町長答】

厚生労働省による国民生活基礎調査では、2012年の我が国の子どもの貧困率は、16.3%と過去最高を更新したと発表され、全国的にも子どもの貧困対策への関心が高まっており、国を挙げての対策が急務であるとされています。

子どもの貧困は、経済的な困窮に止まらず、子どもたちの様々な可能性の選択肢を閉ざし、その結果として、将来への夢と希望や人生を選択する機会を奪うことにもつながるなど、町としても、解決に向けて取り組まなければならない、重要な課題だと認識をいたしております。

国民生活基礎調査は、全国推計値を示すものでありますが、町における子どもへの支援につきましては、経済的理由で就学困難な児童・生徒に対して必要な援助を行う、要保護及び準要保護児童・生徒援助費では、国の基準を超えた助成をし、高校生に対しては中井町育英奨学金を交付しています。また、母子家庭及び父子家庭の保健の向上と福祉の増進を図るため、一定の所得額未満の方を対象に、児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭等に医療費の助成を実施しております。

子どもの貧困対策の推進に関する法律では、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取り組みとして行うことと定められており、県は本年3月に、子どもの貧困対策推進計画を策定しました。

町でも県の計画に基づきながら、土曜学習をはじめ、教育支援を中心とした対策に取り組み、本年度より実施した学校給食費や保育料の補助等、次代を担う子どもの成長と、子育て世帯の経済的支援や、母子保健事業などの生活支援等、様々な手だてを講じていくことが必要である、と考えています。

子どもの貧困対策は、本町の未来への投資であり、そして何よりも、子どもたち自身の未来への投資だと捉えた上で、子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況などに左右されず、夢と希望を持ち続けて、子どもたちが健やかに育つことのできる環境整備に向け、取り組みを進めてまいります。

【問】 4 (1) 五分一幹線の整備について

2番 井上 泰弘

町長は施政方針の中で、南部地区では、メガソーラー発電事業地周辺に散策路等を整備し、豊かな自然環境と調和した「にぎわいのある交流の場づくり」と「魅力あふれるまちづくり」につなげます。と言われております。

メガソーラー発電事業地の進入路は、舗装され整備されておりますが、県道秦野二宮バイパスの五分一交差点から、(株)日立システムズとの五分一幹線については、道路幅員が狭く、急勾配で危険な箇所もあり、整備の必要性を感じています。

また、五分一幹線は、中井町の東西を結ぶ、南の幹線道路です。町の北側には県道77号(平塚松田)、境幹線、インター境線等が整備されているが、南側には無いなかで、この道路を町はどう考えているのか。次の2点について伺います。

- 1、平成19年度に基礎調査を行ったようですが、その後の進捗状況は。
- 2、拡幅整備を行う考えは。

【町長答】

しまち

五分一幹線は、議員ご指摘の通り町域南部を東西に連絡する主要な幹線町道として、また周辺の市町への都市間移動も担う都市骨格軸の道路としても位置付けている延長約1.9kmの路線で、その内の久所地区側の600mは企業進出に合わせ大型車が通行できる歩道を有した幅員に道路改良を施工しておりますが、他の区間は改良当初の道路幅員であります。

先ずご質問の1点目ですが、議員ご承知のとおり町ではこの道路に隣接する五分一地区の台山一体を南部地区として、第4回から第6回の線引き見直しまで、工業系の土地利用を図る特定保留区域に位置づけてきたところで、そうした状況下において、平成19年度に南部地区の整備・開発に必要な県道秦野二宮線の五分一交差点からの大型車両が出入り可能な道路線形、幅員構成、整備に要する事業費等の基礎調査を実施させていたところで

す。南部開発は、計画から四半世紀近くが経過し、その間に社会・経済状況は大きく変わり、結果として20年間の暫定利用という形でメガソーラー地としての活用に至りましたが、都市骨格軸の道路として位置付けている五分一幹線の整備については、メガソーラー地の活用をはじめ、道路利用者の利便性の向上、そして暫定利用が終了する20年後における更なる効果的な土地利用を図っていくための基礎調査の内容を踏まえ、ご質問の2点目についても、必要な財源確保を図ったうえで、計画的に取り組んでいきたいと存じますのでご理解を賜りたいと存じます。

【問】4(2) 神戸線の整備について

2番 井上 泰弘

井ノ口ふれあい農園南の神戸線は、自治会で春と秋の一斉清掃において、砂利道の穴埋めをして維持管理をしております。

県道秦野二宮旧道にバスの停留所や、また近くに自治会館があることからこの道路を利用する方が多く、乾燥時期の埃や雨期のぬかるみ、降雨後の車の通行等で凹凸が激しくなり利用に苦慮しております。

このような状態が長年続いておりますが、一向に改善されていません。

そこで次の2点について伺います。

- 1、整備計画はどのようになっているのか。
- 2、地権者との交渉経過はどのような状況か。

【町長答】

町道神戸線は、地域の生活道路として昭和59年度に整備に取り組みましたが、地権者との官民境界の合意ができず今も未整備の状態、周囲住民の皆様や地元自治会、そして道路を利用される方には、大変ご不便をお掛けしております。

整備計画に関する1点目のご質問ですが、この地域は住居系の市街化区域に位置づけられた区域内の生活道路であり、生活環境の向上に資する目的で整備に着手しており、地権者の合意が得られれば、速やかに改良済み区間の幅員4.5mで整備してまいります。

2点目の地権者との交渉経過についてですが、過去において幾度となく、隣接地権者や自治会役員等の方々のご協力をいただき、境界確認の機会を設け取り組んできましたが、合意に至っていない状況です。また、平成20年10月には裁判所の和解指導により、過去に埋設した境界杭の確認作業を行いました。これらにおいても不調となっております。

なお、課題の境界ポイントは旧県道との界でもありますので、県西土木事務所と連絡を密に引き続き交渉してまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

【問】5 中央公園の指定管理者制度について

3番 峯尾 進

中井中央公園は、平成10年の国体に併せ現在の野球場が出来ました。さらに平成13年には、多目的広場にパークゴルフ場が完成して、町内外より多くの利用者で賑わいを見せております。約18ヘクタールの広さと富士山や相模湾を一望できるロケーションの良さは、私たち中井町にとって誇りであります。

しかしながら、完成より17年余りが経過して、スポーツ志向の変化、人口減少、高齢化などにより、利用状況や維持管理費の問題が浮き彫りになり、運営管理面など見直しの時期に来ていると考えます。町として現状を維持しつつ、発展的な取り組みを期待いたします。

また本年度には、指定管理者制度導入後3年になり更新時期に来っております。今回5年の更新にあたり、より一層の調査改善など、どのように検討されているのか、次の2点について伺います。

- 1、指定管理者制度導入後3年間の利点と改善点の今後の取組みは。
- 2、厳しい財政状況を鑑み、また町民の福利厚生施設としての拠出も考慮した時、指定管理業務委託料は適正か。

【町長答】

中井中央公園は、民間企業が持つノウハウの活用による利用者へのサービス向上と経費の節減に努めるべく、平成25年度から指定管理者制度の下に、公園内に整備された野球場、多目的広場、コミュニティ広場、パークゴルフ場等の管理を行っており、利用者からは利用者からの要望などにおいても従来に増して迅速できめ細やかな対応が図られてるとの評価を頂いております。

1点目「指定管理者制度導入後3年間の利点と改善点の今後の取組みは」のご質問ですが、指定管理者に管理業務を移行したことで管理事務所が公園内に移り、施設の予約や使用料の支払い方法が簡素化され、利用者からは「利用しやすくなった」とのお声とともに、先に申し上げた外にも利用者からは管理人の接客マナーも向上したとのお話や、芝等の管理においても高い評価を頂いております。

また、指定管理者が計画し実施した親子サッカー教室や他の自主事業においても、参加者からは高い評価を頂

いており、中井中央公園の魅力を発信してきた町においても期待以上の効果が得られたと思っております。

本町では、指定管理者制度の導入は初めての経験であり、制度そのものの効果等を検証することも踏まえ指定期間を3年としましたが、指定管理者制度の目的と効果から判断し、7月の議会全員協議会でも説明申し上げましたが、今回の募集から指定期間を5年間とさせていただきます。

2点目の「厳しい財政状況を鑑み、また、町民の福利厚生施設としての抛出も考慮した時、指定管理業務委託料は適正か。」についてのご質問ですが、今回の募集条件には、引き続き町民の雇用確保を目的とした「シルバー人材センター及びなかい緑化木協会」の活用経費も含めた中で、町が自ら管理をしていた管理費用の平均的な金額を算定し、その金額以下での指定管理業務委託料の上限額としております。

さらに、指定管理者の選定に当たっては、「指定管理者としての基盤」、「管理運営の計画」、「サービスの向上策」、「収支計画の妥当性」など提案された業務計画を総合的に判断して決定するプロポーザル方式としております。これらは、指定管理者制度の目的でもある民間企業が持つノウハウの活用による利用者へのサービス向上と経費節減の面からも、委託料は適正と考えております。

いずれにしましても、中央公園は子供からお年寄りまでが集い楽しむことができる公園であり、今後も更なるサービスの向上に努めてまいりますのでご理解いただきたいと思います。

【問】 6 選挙権年齢の引き下げに対する取り組みについて

5番 庄司 征幸

2015年6月17日に公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、2016年6月19日に施行されることになりました。この改正により、年齢満18歳以上20歳未満の者が、選挙に参加できるようになります。

そのため、社会に出る前の高校在学中に、選挙に参加することになります。それまでに自ら情報を集め、考え、判断する能力を身に付けたいと、選挙権を行使できるようにする必要があります。

また、同時に、選挙運動も認められ、重大な選挙違反を犯した場合、成人と同様に刑事罰の対象となるため、注意喚起も必要であると考えます。

このような状況から、小中学生の頃から選挙に対するある程度の知識と理解が必要であると考えます。

そこで、小中学校での「主権者教育」に対する現在の取り組み状況、並びに今後の方針について伺います。

【町長答】

町では、日本国憲法及び公職選挙法の定めるところにより、選挙が公平公正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を図るため、選挙管理委員会において、その制度の適切な管理執行に努めてきたところであります。また、公職選挙法等の一部を改正する法律が平成27年6月19日に公布され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。これにより、平成28年夏に予定されている参議院議員通常選挙において、本町でも、18歳及び19歳の未成年者が新たに有権者に加わる見込みとなり、あらためて町民を始め未成年者に対する選挙制度の普及啓発の必要性を感じているところであります。

それでは、小・中学校での「主権者教育」に対する現在の取組状況、並びに今後の方針について、教育長より答弁させていただきます。

(教育長答弁)

それでは、小・中学校での「主権者教育」に対する現在の取組状況、並びに今後の方針についてのご質問について、私(教育長)からお答えします。

現在、小・中学校は平成20年3月告示の学習指導要領の元に学習活動を行っております。従いまして、選挙権年齢の引き下げはその後の法改正であるため、選挙への参加について、20歳以上を想定した学習内容であります。しかしながら、小学校においては、6年生の社会科の中で、国会の議会政治や国会議員の選挙などを取り上げ、選挙の仕組み、国会議員の役割、国民の選挙権の行使について学習しております。

また、中学校においては、2年生の歴史分野において、大正時代に本格的な政党内閣による政党政治が展開したことや普通選挙制が実現したことなどを学習します。

3年生の公民分野においては、「選挙の意義」について、選挙は、主権をもつ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり、議会制民主主義を支えるものであること、良識ある主権者として主体的に政治に参加すること、正しい選挙が行われること、選挙に参加することなど選挙の重要性について学習しております。

これらを踏まえ、小・中学校におきましては、主に社会科の学習内容の中に、主権者としての選挙への参加について、段階を踏んで学習しております。

次に、今後の方針についてであります。大きく分けると2つの取組が考えられます。

1つ目は、小学校が平成32年度、中学校においては33年度にそれぞれ学習指導要領の改定を全面実施する予定となっております。それまでの間は、文部科学省からの「18歳以上の選挙権」に関する情報収集に努めるとともに、選挙についての正しい知識と理解に基づいた学習指導を進めてまいりたいと存じます。

2つ目が、児童会活動・生徒会活動の中で、各校が行う児童会役員選挙や生徒会役員選挙を通して、実際の選挙活動に即して取り組んでいくことです。正しい知識や選挙体験により、具体的かつ身近な選挙として学習活動を実施し、上級学校につなげていく所存ですので、ご理解を賜りたいと存じます。

【問】 7 学校給食センター老朽化に伴う建替え及び、給食の安全性について問う

1番 加藤 久美

中井町学校給食センターは、昭和50年に中村小学校隣へ設置され、既に築40年以上が経過しており、施設の老朽化も著しく、給食センターはその役割を十分に果たしているのでしょうか。他自治体の学校給食センターと比較しても、本町の学校給食センターの建替えは急務であると強く感じております。

また、学校給食使用食材の産地であります。町では地産地消を推進しているにもかかわらず、外国食材が大変に多く含まれております。内容から察すると加工品が多く、これは調理工程における何か理由があるのでしょうか。それとも、予算によるものなのでしょうか。

現状では、中井中、中村小及び井ノ口小の3校分、教員も含めて約850食が調理されておりますが、衛生面だけでなく、食材への安全性も懸念されております。

給食センター運営委員会も定期開催される中、町は児童、生徒たちの給食の安全性について、どのように取り組んでおられるのか、次の3点についてお尋ね致します。

1、給食センターの老朽化により調理業務に支障をきたしております。施設の耐震性や衛生管理基準は満たされているのか。

2、給食に外国食材や加工品が多い理由は。

3、給食センター建替えについての考えは。

【町長答】

町では、日頃から、給食の提供にあたり、安全安心な食材の調達と適切な栄養の摂取により、子ども達の健全な成長と健康の保持増進に努めているところであります。

他方、全国各地では、依然として給食への異物混入事案が発生し、給食の安全性が日々問われております。本町においても引き続き、安全でおいしい、栄養バランスに配慮した給食の提供に努めてまいり所存であります。

それでは、加藤議員より3つの質問をいただいておりますが、3点目のご質問は、私から先に答弁させていただきます。1点目2点目のご質問については教育長より答弁させていただきます。

まず3点目の「給食センター建替えについての考えは」のご質問にお答えします。

町では、給食センターの老朽化に備えるべく、第4次中井町行政改革大綱において、施設の建替え時の整備手法と管理運営のあり方について検討することを取組事項として定めました。

しかしながら、町の厳しい財政事情と施策の優先性から、給食センターについては、施設補修と設備の計画的な更新を行うことによって、給食センター機能を維持することとし、第5次中井町行政改革大綱においては、給食調理業務の民間委託化を優先して取り組むことといたしました。

今後、本町では、公共施設等総合管理計画を策定する予定です。この計画は、公共施設のあり方を見直し、効果的な施設利用を推進することによって、経常経費の削減と計画的な財政支出を目的とするものです。

議員ご指摘のとおり、給食センターが設置され、40年が経過することから、施設の建替えの必要性については、公共施設等総合管理計画に位置付けることとします。

また、当該計画を推進していく過程の中で、より具体的に、建替えの必要性の有無や施設の適正なあり方についても検討してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(教育長答弁)

1点目、2点目のご質問については、私からお答えいたします。

まず、1点目の「施設の耐震性や衛生管理基準は満たされているのか。」のご質問にお答えします。

本町では、平成23年度から調理業務を民間業者に委託するとともに、保冷库やガスオープンなどの大型調理設備の計画的な更新や、必要に応じた調理器具類の修繕を行ってまいりました。

議員ご質問の施設の耐震性については、耐震診断を実施することにより判断される所ですが、これまで、施設の補修や設備の更新を行いつつ、給食調理業務の民間委託化を優先して取り組んでまいりました。

また、今後は、建替えを含めた施設のあり方を公共施設等総合管理計画において検討していくこととなりますので、耐震診断については実施に至っておりません。

衛生管理基準については、文部科学省の告示により、給食施設・設備の基準、衛生管理の方法、給食従事者の健康管理に至るまで、細かく規定されております。

本町では、この規定を遵守しております。また、給食センター所長や給食センターの学校栄養技師のもとで、衛生管理体制の確立に努めております。

次に、2点目の「給食に外国食材や加工品が多い理由は」のご質問ですが、現在、給食センターで使用している食材については、町や教育委員会のホームページで随時公開しております。

議員ご指摘のとおり、パンや麺類に使用される小麦粉や魚の一部は外国産の食材を使用しています。また、肉類や魚介類などの加工品も適宜購入し、それらのほとんどの産地が外国産となっております。

給食食材については、経済性や安定供給を考慮し、食品衛生法における検査に合格したものや、神奈川県学校給食会で安全が確認されたものを購入し使用しております。

今後も引き続き、中井町学校給食運営委員会の協議事項等を尊重し、給食センターでの調理工程や給食運営に十分配慮し、安全安心な食材を使用してまいります。

なお、本町では、月に1回、「地産地消の日」を設け、小中学生に中井町産の野菜を使用した給食を提供しています。今後は、この取組を更に広げ、地産地消の推進と外国食材とのバランスを考慮した給食の提供について検討してまいりたいと考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。

【問】 8 第六次総合計画策定を問う	10番 岸 光男
<p>総合計画は、市町村におけるまちづくりの最も基本となる計画で、その自治体の長期的な行財政運営の方向性を示す基本的な計画です。各分野の個別計画も総合計画と整合性を保ちながら策定されています。</p> <p>町においては、第5次総合計画が27年度で終了することから次期計画策定に向けて、町民をはじめ、企業・団体等の積極的な参加を求め取り組まれています。</p> <p>町の現状は、恒常的な地域課題が山積し、活力を失い、徐々に衰退していくように個人的には思える。このような流れに歯止めをかけるためには、これから策定する次期総合計画が、いかに重要で実効性のあるものでなければならないか問われています。どのような手法で、今後「まちづくり」をしていくのか、次の点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、第5次総合計画の評価はどのようにされ、次期計画に活かしていくのか。 2、長期的な財政見通しをどう考えているのか。 3、次期計画の策定方法で広く意見聴取しているが、集約等職員の日常業務に影響はないか。 4、地方版総合戦略と総合計画との関係は。 5、町長の町政への考えや、意向をどのように計画に反映するのか。 	
<p>【町長答】</p>	
<p>本年6月の全員協議会において説明をさせていただいたとおり、平成27年度をもって「第五次中井町総合計画」が計画年限を迎えることから、「第六次中井町総合計画」（基本構想、前期基本計画、実施計画）の策定に向けて作業を進めているところでございます。また、昨年制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略の策定についても並行して取り組んでおります。</p> <p>議員おっしゃるとおり、地域課題が山積している中で策定を進めていかなければなりませんので、町民の皆様のご意見を広く聞き集め、選択と集中による計画策定をしていきたいと考えております。</p> <p>それでは、第六次総合計画策定について5点ご質問をいただきましたので、順次お答えいたします。</p> <p>1点目の「第五次総合計画の評価はどのようにされ、次期計画に活かしていくのか」のご質問ですが、まちづくりの主体者である町民に対し、第五次の施策に対する満足度、重要度について、町民アンケートを通じて評価・検証を行っております。</p> <p>アンケート調査だけでは浮かび上がってこない町民の思いや将来のまちづくりへの期待などは、幅広い町民意見を町政に反映させる場づくりや、町民と直接意見交換する機会を多角的に設け、次期総合計画に活かしてまいります。</p> <p>2点目の「長期的な財政見通しをどう考えているか」のご質問にお答えします。</p> <p>今までのような右肩上がりの人口増や経済成長、また、それらに伴う税収増が見込めないなか、網羅的・総花的な総合計画は、今後、町民や行政が求める総合計画像ではないと思っております。</p> <p>減少局面を迎えた人口や法人住民税の一部国税化など、厳しい財政状況を踏まえて、財政収支の推移や特殊需要の有無など、中・長期的な財政見通しを行ったなかで、身の丈に合ったまちづくり、目指すべき目標を明確にした「選択と集中」に基づく戦略的計画を策定していきたいと考えております。</p> <p>3点目の「次期計画の策定方法で広く意見聴取しているが、集約等職員の日常業務に影響はないか」のご質問にお答えします。</p> <p>第六次の計画策定に向けては、町民と行政による協働の視点、職員総参加による計画づくりを進めており、庁内、庁外ともに新たな検討組織を立ち上げ、広く意見の集約に努めております。</p> <p>検討組織のメンバーに選出された職員については、本来の担当事務に加え、会議への召集、課内調整など相応の負担がかかりますが、町の方向性を示す最も基本となる計画策定には、職員一人一人が主体者意識を持って、全庁横断的に取り組まなければ、実行性のある計画はできないものと考え、理解と協力を求めています。</p> <p>検討組織のメンバーが不在の間は、同じ課の職員が抜けた職員のみでフォローに回り、補完しながら日常業務に支障を来さぬよう、計画づくりを行っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>4点目の「地方版総合戦略と総合計画との関係は」のご質問にお答えします。</p> <p>地方版総合戦略は、町が将来にわたって持続・発展していくために必要な人口動向や将来人口推計を展望し、その実現に向けて今後5年間で実施していく施策と数値目標を掲げるものです。</p> <p>総合計画は、めざすべき町の将来像とその目標実現のための方向性を示すもので、今後10年間で計画期間として策定します。</p> <p>地方版総合戦略の基本目標と基本的方向を包括した中で、総合計画の重点プランに位置付けることで関係性を保ち、2つの計画を並行して検討してまいります。</p> <p>5点目の「町長の町政への考えや、意向をどのように計画に反映するのか」のご質問にお答えします。</p> <p>私の考えるまちづくりに対する思いは、町民が明るく、元気で、心豊かに住んでいただくことです。町外の人に対しては、住んでみたいと思っただけの町になることが重要だと考えております。</p> <p>そのためには財源の確保というのは非常に大切であり、財源を確保するためのプロジェクトを具現化する道筋を、第六次の総合計画に盛り込んでいきたいと考えております。</p>	

【問】9 国保税軽減への努力を	7番 尾尻 孝和
<p>国民健康保険は、「社会保障及び国民保健の向上」(国保法第1条)を目的とし、国民に医療を保障する制度です。その制度が、町民の生活苦に追い打ちをかけ、命を脅かすことなどあってはなりません。町民の命と健康、暮らしをまもり、国保本来の役割を取り戻すことが求められます。次の3点について伺います。</p> <p>1、国保の財政悪化と高すぎる国保税を招いている原因は、国の予算削減です。1984年、当時の自民党政府は、国保への国庫負担を大幅に引き下げ、その後も、国保の事務費や保険料軽減措置などへの国庫負担を縮小・廃止してきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出の割合は、1984年度の50%から26.5%(2011年度)に半減しています。町として、国保の国庫負担増を求めている取り組みは。</p> <p>2、国保の運営主体である町が、国の圧力のもとでも、町民の立場で国保税の値下げ・抑制の努力を続けることが求められます。この取り組みは。</p> <p>3、安倍政権は、国保の運営主体を県に移し、町の一般財源からの繰り入れの削減、国保税の値上げにつながる「平準化」を進めようとしているが、これへの対応は。</p>	
【町長答】	
<p>国民健康保険制度は、国民医療を支える制度として非常に重要な役割を担っていますが、構造的な問題や、保険給付費の増加により国保制度をめぐる状況は極めて厳しいものと認識しているところです。</p> <p>1点目の「国保の国庫負担増を求めている取り組みは」の質問についてお答えいたします。国保事業における国庫支出金は国保財政を安定させるために、重要な財源であることはいまでもありません。現在、市町村国保の財政運営については限界に達している状況であり、国庫負担増も含めた構造的な問題を解決しなければ、制度運営が困難な状況です。このようなことから、町では神奈川県町村会の国・県に対する要望等において、国費の大幅な追加投入による財政基盤の強化等を求めており、今後も必要に応じ国・県に対して要望してまいります。</p> <p>2点目の「国保税の値下げ・抑制の努力を続ける取り組みは」についての質問につきましては、ご承知のように国保事業の運営に要する費用は、国・県からの負担金及び支出金等を除き、原則として受益者である被保険者の方から納付いただく保険税にて賄うこととなっています。当町の国保税は、平成19度に改定以降、一般会計からの法定外繰り入や基金の取り崩し等により税率改定は行ってきませんでした。基金も底をつき、増加する保険給付費に対応するため、昨年度7年ぶりに税率改定を実施したところです。しかしながら、国保の財政運営は年々厳しさをましており、基金も少額なこと、被保険者の負担軽減のため、町としても厳しい財政状況の中、継続して一般会計からの法定外繰り入れにより保険税の抑制に努めているところであります。また、国保税の引き下げにつきましては、今後の保険給付費増や、一般会計予算もさらに厳しさが増すなどを考慮しますと、それらに対応するためには保険税の改定も検討する必要がある状況であり、このような現状下では国保税の引き下げについては、できないものと考えております。</p> <p>3点目の「国保の運営主体を県へ移し、町の一般財源からの繰り入れの削減、国保税の値上げにつながる「標準化」を進めようとしているが、これへの対応は」についての質問につきましては、平成30年度から財政運営の強化等を目的に、国保の財政運営が県に移管されることになっております。これを機に国は毎年3,400億円の財政支援を実施することとしており、3,400億円のうち、平成27年度からは低所得者に応じた自治体への財政支援として1,700億円の支援を実施することにより、国保の赤字体質の改善を図るとしています。保険税については、県が定めた標準的な算定方式を参考に保険税を定めるとしておりますが、税率の決定は市町村の判断に委ねられています。また、法定外繰り入れ金の禁止規定はないと理解しております。いずれにしても、現段階では町が県に納める分賦金の額が示されていないことから、保険税、法定外の繰り入れがどの程度必要なのか不透明であり、今後示される額により必要な対応を行ってまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。</p>	

【問】10 マイナンバー制度の対応について	6番 尾上 壽夫
<p>マイナンバー制度は住民票を有する全ての方に番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理するものです。各人の番号を記載した、「通知カード」が平成27年10月以降、町から送付されます。町民には、年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護、児童手当、その他福祉の給付、確定申告など税の手続きなどで、申請書等に利用されます。次の3点について質問します。</p> <p>1、町においては今現在、どの程度準備が進められているのか。</p> <p>2、マイナンバー制度の町民への周知は。</p> <p>3、個人情報外部漏えいに対する対策は万全か。</p>	
【町長答】	
<p>マイナンバー制度は、国民一人ひとりに新たな番号を指定し、主に医療や福祉などの社会保障分野や税の賦課徴収などの行政事務において、同一住民の方の情報を適切に管理することで、行政事務の効率化、住民の利便性の向上を図ることを目的とし、今年の10月以降には、個人ごとの番号を記載した「通知カード」が送付される予定です。</p> <p>1点目の「マイナンバー制度の導入に向けた準備状況」ですが、現時点では「マイナンバー制度に関する周知」、「業務システムなどの改修作業」、「特定個人情報保護評価の実施」、「独自利用事務に係る条例制定」という、4つの準備が必要と認識しております。</p>	

本町の状況については、いずれの準備についても、制度の円滑な導入に向け、国の示すスケジュールなどに基づき、必要となる所要の準備を遺漏なく進めておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

2点目の「マイナンバー制度の町民への周知」についてですが、制度の円滑な導入に向け、町民の皆様に対する周知は必要不可欠であると認識しております。既に制度の内容などについては、新聞報道等でも盛んに周知されているところですが、本町としても、周知すべき内容やタイミングを捉え、広報やホームページなどの媒体で、必要な情報をわかりやすく発信するよう、引き続き努めてまいりたいと思ひます。

3点目の「個人情報外部漏えいに対する対策」についてお答えします。

今後のマイナンバー制度の導入に伴う、特定個人情報の取り扱いについては、これまで以上に細心の注意を払って、管理を行う必要があるものと認識しております。

本町においては、個人情報外部漏えいの防止策として、個人情報を取り扱う、情報ネットワークのセキュリティー確保のための機能強化を実施するとともに、こういった技術的なセキュリティー対策に加え、先般の日本年金機構における個人情報漏えいの例にもあるとおり、個人情報を取り扱う職員一人ひとりのセキュリティーに対する意識の徹底など、運用面における人的セキュリティーの確保についても、万全を期してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

【問】 11 (1) 生涯学習施設建設は基本構想から

8番 戸村 裕司

生涯学習施設建設に向け、町は平成18年度からいくつかの検討主体を経て整備計画が進んでいるが、町生涯学習のビジョンに位置づけられた施設としてのあり方は不明確なままで、建物建設の観点のみで施設が作られようとしている。

大幅な景気後退や3・11等の社会情勢の変化、地方創生の流れ、また、中村保育園廃園やしらさぎデイサービス閉鎖に伴う公共施設そのものの変化の中で、地域の課題や、それに基づく施設のあり方は変化している。世代を越えて使われ続けるためには、町民と一丸となって作る生涯学習施設の基本構想が必要だ。建て方にも課題がある。既存の農村環境改善センターに併設するにしても、施設の老朽化などを踏まえ、総合的に判断する必要がある。資材高騰のりから財政面の見通しも不可欠だ。以上の観点から質問します。

1、現在の生涯学習施設建設準備委員会の目的と今後の動きは。

2、生涯学習計画や総合計画にかかわるアンケートで、生涯学習施設に対する町民の意見をどのように分析しているか。

3、生涯学習施設の基本構想を生涯学習・社会教育関係組織に諮問する考えは。

4、公共施設再編計画や財政計画などの客観的判断の指標を増やすべきでは。

【町長答】

平成18年に改訂された町の生涯学習基本計画において、情報提供や相談機能などを十分に備えた生涯学習センターの調査研究を進め、その結果に沿った計画的な整備を図っていくことが示され、翌年に市内の関係者からなる「生涯学習施設等整備検討会」を発足させ、その結果を踏まえ「(仮称)生涯学習施設等整備検討委員会」を立ち上げ、平成22年10月に施設整備を求める4項目の報告をいただき、平成24年2月に「中井町生涯学習建設準備委員会」を立ち上げ、先進地の視察も含め3回の会議を開催してきたところです。

1点目「現在の生涯学習施設建設準備委員会の目的と今後の動きは」のご質問ですが、整備検討委員会からの施設整備を求める4項目の報告を踏まえ、町民から幅広い意見を反映していくため、各方面から選ばれた方を委員とした組織としており、委員会では生涯学習施設の建設位置や建設方法、整備の時期や整備に要する費用、施設の機能等など、整備全般に関することを具体的に検討し、建設に関わる基本構想の素案をまとめていく場としております。

現在、既存施設を建て替えた時の代替え施設の確保や、それらの仮説費用等の精査などを、建設に当たっての基本項目から確認をしているところで、それらの結果を踏まえ、生涯学習施設の建設に向けた基本計画も視野に、基本構想づくりに取り組んでいるところです。

2点目の「生涯学習計画や総合計画にかかわるアンケートで、生涯学習施設に対する町民の意見をどのように分析しているか」についてのご質問ですが、議員ご存知のとおり、本年度は双方の計画において見直し作業が進めており、その基礎資料としてアンケート調査を実施しております。その中で、「生涯学習活動を盛んにするために重要と思われること」について尋ねたところ、多くの方は「生涯学習センターの整備」を望まれていることが確認できたことから、私は生涯学習施設の重要性を改めて認識するところであります。

3点目の「生涯学習施設の基本構想を生涯学習・社会教育関係組織に諮問する考えは。」についてのご質問ですが、生涯学習施設建設準備委員会は先にも述べましたが、各方面から選ばれた17名の委員をもって設立しており、各方面を含め町民から幅広い意見を求めるための体制は充分だと考えております。よって、生涯学習・社会教育関係の組織に諮問することは、今は考えておりませんが、必要に応じてこれら団体にご意見等をいただくことは、やぶさかではありません。

4点目の「公共施設再編計画や財政計画などの客観的判断の指標を増やすべきでは」のご質問ですが、本町では昭和40年代以降に建設された公共施設等の建て替えや大規模改修が集中する時期を迎え、人口減少・少子高齢化などからも公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれます。

また、これからは今以上に厳しい財政運営が求められますので、効率的・効果的な町政運営にしっかりと取り組んでいかなければならないと受け止めております。

このことは、財政負担の軽減や標準化、施設の最適配置の実現など、財源調整された公共施設等総合管理計画を策定し、客観的な判断の指標を増やすことは、今後の施設整備で取り組んでまいりたいと考えております。

【問】 11 (2) 地域経済分析システム(RESAS)の利活用を

8番 戸村 裕司

まち・ひと・しごと創生本部が4月に供用を開始した、地域経済分析システム(RESAS、以下 REASAS と用いる)は、ビッグデータによって人口の推移や将来推計、産業の状況などを市町村単位で状況分析できるシステムだ。

これによって、経験と勘に基づく施策の決定から、客観性中立性をもった意思決定に繋がる可能性をもっている。と同時に、地方自治体と国との「共通言語」となってしまう、使いこなせることが必須になってくると思われる。以上の観点から質問します。

- 1、本町における RESAS の使用アカウント数や利用状況は。
- 2、人口ビジョンならびに地方版総合戦略策定における RESAS の利用方針は。
- 3、REASAS の産業マップにおける、本町で稼ぐ力また雇用力をもっている産業はそれぞれどのような業種か。
- 4、REASAS の人口マップによると、周辺市町村との人口流入出が顕著に見られるが、そうしたデータに基づいた定住施策を取る考えは。

【町長答】

地域経済分析システム(RESAS「リーサス」)は、地方版総合戦略を策定する全ての自治体に対し、人の流れ、人口動態、企業間取引など、地域経済に関わる様々なビッグデータを国が提供することで、真に効果的な「地方版総合戦略」の立案、実行、検証を支援することを目的としています。

これまでの自治体の主観的な策定視点では見えてこなかった部分を客観的なデータによって検証することで、地域の現状・実態をより正確に把握することにつながります。

1点目の「本町における RESAS の使用アカウント数や利用状況」及び2点目の「人口ビジョンならびに地方版総合戦略策定における RESAS の利用方針」についてのご質問ですが、リーサスは、一般向けに「観光マップ」「人口マップ」「自治体比較マップ」が公開されており、企業間取引等の情報を見ることができる「産業マップ」は自治体のみ利用可能となっております。

現在策定作業を進める中では、「人口マップ」を活用し、将来人口の推計や、将来の人口増減に対して、傾向を分析することなどによって、どのような人口対策を講じていくべきかなどの、検討作業を進めているところです。

今後、策定作業を進めていく中で、リーサスを活用した分析・検討をさらに行い、それぞれの地域の強み・弱みなどを客観的なデータで把握し、データに基づく目標の設定や施策の検討を進め、総合戦略を策定していきたいと考えています。

3点目の「RESAS の産業マップにおける、本町で稼ぐ力また雇用力をもっている産業はそれぞれどのような業種か」についてですが、本町において、雇用創出や利益などを通じて、地域経済に貢献している産業は、製造業、建設業となっております。

中井町の産業は、自らの地域を支える大事な産業であり、効率的かつ効果的な支援施策を検討し、地域経済を活性化させていく必要があると考えています。

4点目の「RESAS の人口マップによると、周辺市町村との人口流入出が顕著に見られるが、そうしたデータに基づいた定住施策をとる考えは。」についてですが、中井町では、社会的増減は、転出が転入を超過する社会減の状況が多く見受けられます。

また、近年の年齢階層別人口移動は10歳代後半から30歳代前半で転出が多く、進学や就職、結婚などで転出される傾向となっております。

戸村議員ご指摘のとおり、秦野市、平塚市、小田原市など近隣市町の転出入が多く見受けられることから、中井町に「住みたい・住み続けたい」と思えるように、町では移住・定住対策として、魅力あるまちづくりを展開し、人口流出の抑制、定住・移住人口の増加に努めていきたいと考えておりますので、総合計画、総合戦略の計画に反映してまいりたいと考えております。